

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	身体障害者手帳交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成30年4月1日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>具体的な手続きは、</p> <p>①法第15条第1項の身体障がい者手帳の交付の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②法第16条第1項又は第2項の身体障がい者手帳の返還に関する事務</p> <p>③法施行令第9条第1項の身体障がい者手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>④法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤法施行令第10条第1項又は第3項の身体障がい者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	GPRIME 福祉総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条1～5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区障害者福祉課
②所属長	中山 文子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 福祉部 障害者福祉課 障害者相談係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

